

宗像地区事務組合

給水装置工事基準
様式集

令和 4 年 4 月

宗像地区水道管理センター

目 次

第3章 設 計

2.調査と協議

- 給水装置工事申込書閲覧申請書
- 給水装置所有者等変更届
- 配水管・給水管図コピー申込書
- 配水管・給水管図コピー申込書（追加）
- 水道利用加入金還付申請書

第5章 工事の手続き

1.工事の申請

- 水道使用（新開始・建売閉栓・中止・再開始）請求書
- 給水装置工事申込書
- 給水装置工事材料調書
- 申込書提出時チェック票
- 特殊器具（浄水器）設置申請書
- 給水装置工事竣工検査調書
- 竣工検査指針確認表（部屋割表）
- 設計変更承認願
- 給水装置工事申請取下げ願

◆誓約書

- 地権者が違う場合
- 地権者が違う場合の承諾書
- 既設管使用誓約書
- $\phi 20\text{mm}$ → $\phi 13\text{mm}$ 使用誓約書
- $\phi 25\text{mm}$ → $\phi 20\text{mm}$ 使用誓約書
- メータ位置 2m 以上誓約書
- 検査時外構未竣工誓約書

第7章 受水槽

2.受水槽

- 受水槽容量及び口径決定計算書

第8章 共同住宅制度

1.共同住宅各戸検針及び各戸徴収

- 共同住宅の各戸検針料金徴収取扱申請書
- 管理責任者選定（変更）届
- 協定書（各戸検針）
- 集中検針装置の維持管理に関する契約書
- 電子式メータ等設置申請書
- 電子式メータ等設置決定通知書
- 誓約書（集中検針盤その他設備）
- 電子式水道メータ購入届兼刻印願
- JIS 規格水道メータ購入仕様書
宗像地区事務組合（北九州市上下水道局準拠）
- 小規模貯水槽水道廃止（休止）届

5.共同住宅の親メータ検針及び一括徴収

- 共同住宅の親メータ検針料金徴収取扱申請書
- 協定書（親メータ検針）

第9章 三階以上直結直圧給水

（事前協議）

- 三階以上直結直圧給水協議書
- 三階以上直結直圧給水協議回答書
- 三階以上直結直圧給水設計水圧協議書
- 三階以上直結直圧給水設計水圧回答書

（本申請）

- 誓約書（三階以上直結直圧給水）
- 三階以上直結直圧給水装置維持管理誓約書
- 三階以上直結直圧給水に係る維持管理届
- 三階以上直結直圧給水に係る既設管利用に関する誓約書（受水槽以下設備）

給水装置工事申込書閲覧申請書

閲覧日 年 月 日

受付番号

--	--

(あて名) 宗像地区事務組合長

確認印

* 太ワクの中のみ記入してください。

閲覧者	住 所 または 所在地
	事業者名 ふりがな 氏 名

給水装置	所在地
	ふりがな 所有者など

閲覧理由	☐ 宅内配管不明 ☐ その他 ☐ 分水栓不明
------	--

委 任 状	
受任者	_____
上記の者を代理人と定め、給水装置工事申込書の 閲覧を委任します。	
	年 月 日
委任者	_____ 印
住 所	_____
給水装置 の所在地	_____

備 考	
-----	--

閲覧対象者	☐ 指定給水装置工事事業者
	☐ 請負業者等
	☐ 事業者
	☐ 給水装置の所有者又は 使用者
	☐ 上記代理人
	☐ その他の者 ()

確 認	☐ 身分証明書
	☐ 自動車免許証
	☐ 従業員証
	☐ 職員証
	☐ 委任状
	☐ その他 ()

* 給水装置の所有者又は使用者及び委任状がある場合は、原則として給水装置の欄及び閲覧理由を記入する必要はありません。

* 指定給水装置工事事業者、請負業者などが閲覧する場合は、閲覧者の欄に氏名及び事業者名を記入してください。

< 請負工事などで閲覧する場合の委任状の書き方 >

* 委任者の欄に請負工事などの監督員の氏名を記入し、押印してください。

* 住所の欄に監督員の所属する職場名を記入してください。

* 閲覧する給水装置が複数あるときは、給水装置の所在地の欄にすべての水栓番号を記入してください。

※宗像地区事務組合個人情報保護条例第5条を尊重することを誓います。

給水装置所有者等変更届

受付年月日		水栓番号	
年	月	日	

届出年月日	
年	月 日

* 太枠内の必要事項を記入してください。

(あて名) 宗像地区事務組合長	
本紙のとおり所有者を 変更したので届出します。	
(届出者) フリガナ 氏 名	
住 所	
電話番号	
給水装置 設置場所	
※窓口にごられた方の会社名、氏名等を記入して下さい。 ※所有者ご本人様以外の方は、委任状が必要です。	

変更 事由	変 更 前
フリガナ 所有者	
所有者 住所	
変更 事由	変 更 後
所有者	
所有者 住所	

所有者変更で、前所有者の押印が困難な 場合に記入する。	年 月 日
誓 約 書	
(あて名) 宗像地区事務組合長	
氏 名	
上記の給水装置は、年 月 日 をもって私が取得をしましたが、 前所有者が のため 署名押印できません。 この件に関し、前所有者などから異議申 立てがあった場合は、私が責任を持って解 決いたします。	

(委任状) 上記の届出者を代理人と定め、給水装置所有者等変更届を委任します。	
年 月 日	委任者 住所

配管図・給水管図コピー申込書

受付番号

申込日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

(あて名) 宗像地区事務組合長

受付者

*太枠のみ記入してください

申 込 者	ふりがな 氏 名	事業社名
	住 所	TEL () -

*事業者などが申込みするときは、氏名の欄に「氏名」および「事業者名」を記入してください。

本申込みにより取得した図面の取扱いについて、
申込者は本申込書の提出をもって誓約事項に同意したものとします。
同意できないときは、申込みできません。

誓 約 事 項 (重)	①図面の水道管情報は概ねの位置・形状を示したものであり、公私の区分、給水管の取り出し等の標記についても、正確でないことがあります。参考図として使用してください。
	②使用目的以外の用途には使用できません。
	③図面を他者に提供するときは、参考図であることを確実に伝えてください。

※図面の詳細については、水道管理センターにお問い合わせください。

コピー箇所

番号	住 所	使 用 目 的	枚 数
1	宗像市 福津市		枚
2	宗像市 福津市		枚
3	宗像市 福津市		枚
4	宗像市 福津市		枚

備 考		コピー処理		
		枚数	受領額	作業者
		枚	円	

* 申込枚数が多いときは、お時間をいただくことがあります。

配管図・給水管図コピー申込書（追加）

（本紙は2枚目です。1枚目を記入されていない方は1枚目の申込書からご記入ください）

コピー箇所（続き）

番号	住 所	使 用 目 的	枚 数
5	宗像市 福津市		枚
6	宗像市 福津市		枚
7	宗像市 福津市		枚
8	宗像市 福津市		枚
9	宗像市 福津市		枚
10	宗像市 福津市		枚
11	宗像市 福津市		枚
12	宗像市 福津市		枚
13	宗像市 福津市		枚
14	宗像市 福津市		枚

備 考	
-----	--

* 申込枚数が多いときは、お時間をいただくことがあります。

令和 年 月 日

水道利用加入金還付申請書

宗像地区事務組合長 あて

住所（申請地）

氏名（申請者） 印

金 円

区 分	納付日	納入金額(円)	還付金額(円)
水道利用加入金		円	円

水道利用加入金
施工指令番号 第 号 円（還付額）

下記事由により水道利用加入金の還付を申請します。

記

還付の事由

還付金の支払いは、下記「還付金の振込先」に依頼します。
還付金の振込先

金融機関名	
支 店 名	
種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ
	名 義
	住 所

申請者と振込先名義が異なる場合は理由を記入してください。

様式第 2 号(第6条関係)

水道使用申込書

(新開始・建売閉栓・中止・再開始)

宗像地区事務組合長 宛

提出日： 年 月 日

指定事業者				水栓所在地				
施工指令年月日		年 月 日		施設名称				
施工指令番号		第 号						
フリガナ				フリガナ				
建売購入者				使 用 者 名 氏 名	(電話番号 - -)			
用 途	工 事 用	一 般 用						
水道メータ	取付メータ	種 別 (メーカー)			所有者 (家主)			
		口 径	mm			住所氏名		
		番 号			上記場所の水栓を 月 日から使用 開始 中止 したいので届けます。 なお、料金の納付その他給水に関しての義務及び本水栓取付の水道メータの保管、返還は責任をもって履行します。			
		指 針	m ³					
		耐用年数	年 月					
	竣工時指針	口 径	mm		水道メータ	地上式 ・ 地下式 ・ P S ・ 遠隔		
		番 号			下 水	有 ・ 無		
		指 針	m ³					
	※ 新(再)開始、建売閉栓、中止の何れかを○で囲んで下さい。 ※ 水道料金の納入は、便利な預金口座振替があります。ご利用下さい。 詳細は料金センター (☎ 0 9 4 0 - 6 2 - 0 0 2 6)				井戸水	有 ・ 無	井戸メータ	有 ・ 無
					備 考 ※ 井戸水(有)の場合は、使用箇所を記入する。			
井戸水					散水のみ、その他 ()			
水道水					散水以外全て、その他 ()			
				お客様番号				
						配水区		
				メータ	台帳	検針表	受 付	

様式第1号（第2条関係）

給水装置工事申込書 宗像地区事務組合長宛				施工 指令 番号	年	月	日	課長	係長	係員		
新設	改造	修繕	臨時		第	号						
以下の内容を遵守し、下記工事場所に給水装置工事を申し込みます。 1 宗像地区事務組合水道給水条例、宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例等を遵守します。 2 公道内に布設された給水装置（分水栓から官民境界まで）は宗像地区事務組合に無償譲渡します。 ただし、分水栓の変更及び撤去は、私（申込者）が責任をもって行います。また、宅内に布設された給水装置の維持管理は私が責任をもって行います。 3 本給水装置工事に関しては土地の所有者など利害関係人の同意を得ており、異議の申し出があったときは、私が責任をもって解決します。 4 下記指定給水装置工事事業者を私の代理人と定め、給水装置工事の申込及び完了に伴う関係書類の提出に関すること、宗像地区事務組合に前納する水道利用加入金、諸検査手数料、臨時水料金等の納入及び精算等本給水装置工事の申込に関する権限を委任します。 なお、本申込書の内容に疑義が生じた場合は、私が責任をもって解決します。 5 下記申込内容を宗像地区事務組合が調査、確認することに同意します。												
申込年月日		年 月 日		指定給水装置工事事業者			給水装置工事主任技術者					
工事場所	地番	住所表示			許可番号No. _____			登録番号No. _____				
	(TEL)											
					給 水 装 置 工 事 設 計 書							
					名 称		形 状		数 量	単位		
フリガナ				分水 取出工	県道・市道 横断・非横断					箇所		
申込者 氏 名												
申込者 住 所				止水栓設置工					箇所			
				(地上・地下式) 量水器BOX設置工					箇所			
				管布設工 ()					m			
発行年月日		年 月 日										
水道利用加入金												
メータ口径		mm		工事用								
				一般用	水 栓 設 置 工						箇所	
No.												
金 額		円		水 栓 柱 設 置 工						箇所		
納入年月日		年 月 日										
諸検査手数料				給湯用バルブ設置工						箇所		
No.												
(納入月日)金額 (/) 円				工事用水栓柱設置工						箇所		
臨時水料金												
No.				そ の 他								
(納入月日)金額 (/) 円												
井戸水(使用箇所)				有・無								
下 水				有・無		備 考						
誓約書・承諾書()				有・無								
建築確認番号		年 月 日										
		第 号										
水圧検査		M p a	(担当者名)									
月 日												
メータ		(工事用・一般用)		払出日		検満年月 /		備 考 m ³ ~		受水槽有効容量 m ³		

○既設メータ：施工指令発行日
○払出メータ：受渡日

}

以降、臨時水料金の還付はいたしません。

(裏)

位置図

給水装置工事材料調書

令和 年 月 日

工 事 場 所	宗像市 福津市	登録番号NO.
申込者氏名		主任技術者 

品 名	形状寸法	数量	単位	J I S ・ J W W A ・ 認 証 番 号	製造会社名
量 水 器 上 流 側					
サドル分水栓 (金属管は一口径大きく穿孔)			組	J W W A - B - 117	
第一止水栓 (甲型)			ヶ	E - 468	
直結止水栓 (地下式はボールリフト式逆止弁付伸縮止水栓)			//		
ポリメータユニオン			//		
ポリユニオンベンド			//		
ポリ分止水用			//		
ポリ鋼管用外ネジ			//		
ポリ管			m		
地上式量水器ボックス			組		
地下式量水器ボックス			//		
止水栓ボックス			//	宗像仕様	
止水栓ボックス底板	H形、300×250×60		ヶ	宗像仕様	
量 水 器 下 流 側					
H I V P			m		
V L P - V B			//		
架橋ポリエチレン管			//		
H I V P - S ベンド			ヶ		
H I V P - エルボ			//		
H I V P - ソケット			//		
H I V P - チーズ			//		
H I 金属入水栓エルボ			//		
H I 金属入水栓ソケット			//		
H I 金属入バルブソケット			//		
H I メータユニオン			//		
接合ユニオン (G P × V P)			//		
接合ユニオン (P E × V P)			//		
コアエルボ			//		
コアソケット			//		
コアチーズ			//		
コアニップル			//		
コア水栓エルボ (B C 製)			//		
コア水栓ソケット (B C 製)			//		
架橋ポリ管用エルボ			ヶ		
// ソケット			//		
// チーズ			//		
// オスネジアダプター			//		
// メスネジアダプター			//		
// 座付き給水栓エルボ (横型)			//		
// 座付き給水栓エルボ (上型)			//		
// 床立上アダプター			//		
// 連铸ヘッダー			//		
コアスリースバルブ (埋設用) 10K			//		
スリースバルブ (埋設用) 10K			//		
レバーハンドルボールバルブ			//		
蝶ハンドルボールバルブ			//		
水栓柱			本		

適用: 2019年4月1日

申込書提出時チェック票

※申請者は太線内を記入すること

(申 込 日)

年 月 日

給水装置工事事業者

許可番号

TEL

給水装置工事主任技術者

印

FAX

担当者

担当者連絡先

工事場所

必要書類確認項目 ☐ 修正事項なし

申請	受付	審 査 項 目	
		書類名(ゴシック体) 審査項目(明朝体)	修正指示事項
☐	☐	給水装置工事申込書	☐ 修正事項あり
☐		記載事項の確認(給水工事申請要領編P5参照)	
☐		工事区分(○で囲む)	
☐		工事場所(住所、地番、住居表示)	
☐		申込者(申請年月日、氏名、住所、フリガナ、印)	
☐		納付書名義(テナント等の場合、使用者か所有者のどちらかの確認)	
☐		水道利用加入金(権利の有無、メータ口径(一般・工事の区分)、金額)	
☐		諸検査手数料・臨時水料金(使用の有無の確認)	
☐		井戸水・下水・誓約書・承諾書の有無(○で囲む)	
☐		建築確認番号(年月日、番号)	
☐		指定給水装置工事事業者(社名、電話番号)	
☐		給水装置工事主任技術者(登録番号、氏名、印)	
☐	☐	給水装置設計書(申込書右面)	☐ 修正事項あり
☐		分水取出口(有の場合: 県・市道、横断・非横断を○で囲む、形状、数量)	
☐		止水栓設置工(有の場合: 形状、数量)	
☐		量水器BOX設置工(地上・地下式を○で囲む、形状、数量)	
☐		管布設工(管種毎に形状、数量を記入)	
☐		水栓・水栓柱・給湯用バルブ・工用水栓柱設置工(形状、数量)	
☐		その他(特殊器具等がある場合に記入)	
☐		受水槽有効容量(受水槽設置の場合に記入)	
☐	☐	給水工事計画書	☐ 修正事項あり
☐		位置図(給水工事申請要領編P7,8参照)	
☐		断面図(給水工事申請要領編P7,8参照)	
☐		平面図(給水工事申請要領編P7,8参照)	
☐		詳細図(給水工事中請要領編P7,8参照)	
☐	☐	給水装置工事材料調書 (給水工事申請要領編P9参照)	☐ 修正事項あり
☐		工事場所、申請者氏名、登録番号、主任技術者名、印	
☐		量水器上流側(配水管への取付口から量水器まで) (品名、形状寸法、数量、JIS・JWWA・認証番号・製造会社)	
☐		量水器下流側 (品名、形状寸法、数量、JIS・JWWA・認証番号・製造会社)	
☐	☐	建築確認等の写し	☐ 修正事項あり
☐	☐	水理計算書 ※管理者が必要と認めた時	☐ 修正事項あり
☐		必要事項の入力	
☐	☐	参考図 ※管理者が必要と認めた時	☐ 修正事項あり
☐	☐	特殊器具設置申請書	☐ 修正事項あり
☐		申請者(氏名、印、住所、電話番号、設置場所の住所)	
☐	☐	クロスコネクションはないか(井戸水等)	☐ 修正事項あり
☐	☐	その他()	☐ 修正事項あり
☐	☐		

該当なしは\を記入

様 式

特殊器具（浄水器）設置申請書

宗像地区事務組合長 あて

給水管に直結する特殊器具（浄水器）の設置について、下記の条件を承諾のうえ申請します。

特殊器具（浄水器）の 設置者又は所有者名	①
住 所	電 話
特殊器具（浄水器） の 設 置 場 所	

記

1 水道水質の管理責任について

宗像地区事務組合の水質管理責任は、特殊器具（浄水器）の上流側までとし、これより下流側は特殊器具（浄水器）の設置者又は所有者（以下「所有者等」という。）の責任において管理します。

2 特殊器具（浄水器）の維持管理について

特殊器具（浄水器）の修理等の維持管理は、所有者等の責任で行います。

3 利害関係人への周知

特殊器具（浄水器）の設置に係る使用者又は利用者からの一切の苦情及び問題の対応は、所有者等が責任をもって解決します。

4 その他

特殊器具（浄水器）に起因して問題が生じたときは、所有者等が責任をもって解決します。

給水装置工事竣工検査調書

令和 年 月 日

施工指令番号		施 行 場 所		施 行 主	
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者			給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者		
検査区分	第1次検査指摘事項		第2次検査指摘事項		
量水器部	有				
	無				
止水栓部	有				
	無				
道路部	有				
	無				
宅地部	有				
	無				
屋内部	有				
	無				
書類関係	有				
	無				
その他					
備 考					

竣工量水器

口径	型式	メータ番号	竣工・切替指針	使用開始日(開栓日)
φ (mm)			(m³)	

検 査 年 月 日	検 査 員		施設課 受付日	
年 月 日				
取付けメータ検満日	検査指針	水圧	塩素	※散水栓で測定できない場合は、メータを外して計測
/	(m³)	(Mpa)	(mg/l)	

竣工検査指針確認表

業者名

工事場所

アパート名又は
施工主名

	口径	部屋番号	メータ番号	指 針		検満	入居者氏名
				切替時	検査時		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
共用栓 請求先			請求先名				
			請求先住所				
			使用開始日				
			下水接続有無	下水に流す 下水に流さない			

設計変更承認願い

宗像地区事務組合長 あて

今回の給水装置工事申込について、以下のとおりの内容で設計変更の必要が生じたので承認お願いいたします。

変更理由及び内容

令和 年 月 日

施工指令番号 _____

申請地 _____

申請者 _____ 印

指定工事店
代表者氏名 _____ 印

給水装置工事申請取下げ願い

宗像地区事務組合長 あて

今回の給水装置工事申込について、以下のとおりの取下げが生じたので承認お願いいたします。

理由及び内容

令和 年 月 日

施工指令番号 第 号

申請地

申請者 (印)

指定工事店
代表者氏名 (印)

誓 約 書

宗像地区事務組合

組合長 あて

今回の給水装置工事申込については、事前に地権者の了解を得ており、給水の使用に関する責任は全て当方にて負うことに異議ありません。

令和 年 月 日

住所(申請地)_____

氏名(申請者)_____ 印

承 諾 書

私が所有する下記の土地及び建築物に給排水設備を施工し、使用することについて承諾します。

記

(-)

給排水設備設置個所(土地及び建築物の所在)	
宗像市	
福津市	
宗像市	
福津市	
宗像市	
福津市	

令和 年 月 日

給排水設備設置者（使用者）

様

（土地・建築物所有者）

住 所 :

フリガナ

氏 名 :

印

（連絡先 : - - ）

※ 設置者と設置する土地・建築物の所有者が異なる場合に、この承諾書を添付してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

宗像地区事務組合
組合長 あて

住 所（申請地） _____

氏 名 _____ 印

既設給水管を使用することについて、次のとおり誓約いたします。

1. 宗像地区事務組合上水道に既設管を連結し、漏水した場合の責任は全て当方にて負います。
2. 漏水した水道料金につきましても、支払うことに異議ありません。
3. 既設給水管の連結に伴う水質・水圧の低下の責任は、当方にて負います。

誓 約 書

宗像地区事務組合
組合長 あて

下記住所の給水装置は設計上、量水器の口径はφ20 mmが望ましいと水道事業管理者の指導を受けましたが、同時使用の可能性も少ないと思われますので、口径φ13 mmのメータ器を使用させてください。

今後水量等に変化が生ずることがあっても一切異議は申しません。

令和 年 月 日

申請地_____

住所_____

氏名_____ 印

誓 約 書

宗像地区事務組合
組合長 あて

下記住所の給水措置は設計上、量水器の口径はφ25 mmが望ましいと水道事業管理者の指導を受けましたが、同時使用の可能性も少ないと思われますので、口径φ20 mmのメータ器を使用させてください。

今後水量等に変化が生ずることがあっても一切異議は申しません。

令和 年 月 日

申請地_____

住所_____

氏名_____ 印

誓 約 書

宗像地区事務組合
組合長 あて

敷地内漏水については、メータ上流側（本管側）で漏水した場合でも、全て当方にて修理を行ないます。なお、漏水の修理については速やかに実施し、水道事業者の指示に従わない場合は停水処分されても異議のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

住所（申請地） _____

氏 名 _____ 印

誓 約 書

宗像地区事務組合

組合長 あて

今後、外構工事を行うに当たり、量水器及び量水器 BOX の位置を移動し量水器の交換ができなくなった場合、当方にて量水器の取り外しができるよう責任を持って修理を行います。

令和 年 月 日

住所(申請地)

氏 名

印

受水槽容量及び口径決定計算書

建築面積 m2 階数 階 戸数 戸 受水槽形式 高置水槽 m3

受水槽容量の決定

A.1日当り使用水量 = 戸数 戸 X 2LDK 人/戸 × 単位給水量 l/人

戸数 戸 X 1LDK 人/戸 × 単位給水量 l/人

= m3/日

B.受水槽容量 $= \frac{\text{1日当り使用水量}}{\text{1日当り使用時間}} \times (4 \sim 6) = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} \times \boxed{} = \boxed{} \text{ m}^3$

C.計算容量 m3 < 有効容量 m3 (内訳 ^{たて} × ^{よこ} × ^{有効高さ})

D: 出口管口径 ϕ mm * 有効高さ = $H - (0.35 + 0.15 + 2.5D) =$ m

給水管口径 (設計水圧1.5kg/cm ²) (口径	mm)
--	-----

$$A \text{ 動水勾配 } I = \frac{h}{L} = \frac{15 - \boxed{}}{\boxed{}} \times 1,000 = \boxed{} \%$$

B 1時間当り給水: % L/S = m³/h

C. 1時間当り使用水量 $\frac{\text{1日当り使用水量}}{\text{1日当り使用時間}} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{} \text{ m}^3/\text{h}$

D. 1時間当り使用水量 m³/t < 1時間当り給水量 m³/h < m³/h

E. 流量計の許容計測範囲 口径 mm 適正使用流量範囲 ~ m³/h m³/h ∴

F. 管内流速

管内流速は2m/s以下とする。

$$V = Q_1 / A \cdot 1 / 1,000 = \text{L/s} / \text{m}^2 \cdot 1 / 1,000 = \text{m/s} < \text{m/s} \therefore$$

G. 月間使用量 口径 mm 適正月間使用量 m³/日
 m³/日 X 30日 = m³/月 < m³/月 ∴
従って、適正メーター口径は mmとなる。(m³/月)

H. 1サイズ小さい口径の給水量を求める (mm)

$$(イ) \text{ 動水勾配 } I = \frac{h}{L} = \frac{15 - \boxed{}}{\boxed{}} \times 1,000 = \boxed{} \%$$

(口) 1時間当り給水 % L/S = m3/h

(ハ) 1時間当り使用水量 m³/t < 1時間当り給水量 m³/h < m³/h ^{メータ最大流量}

(ニ) 流量計の許容計測範囲 口径 mm 適正使用流量範囲 ～ m³/h m³/h ∴

(ホ) 管内流速

管内流速は2m/s以下とする。

$$A = \pi / 4 \cdot [\quad]^2 = 3.14 / 4 \cdot \quad \times \quad =$$

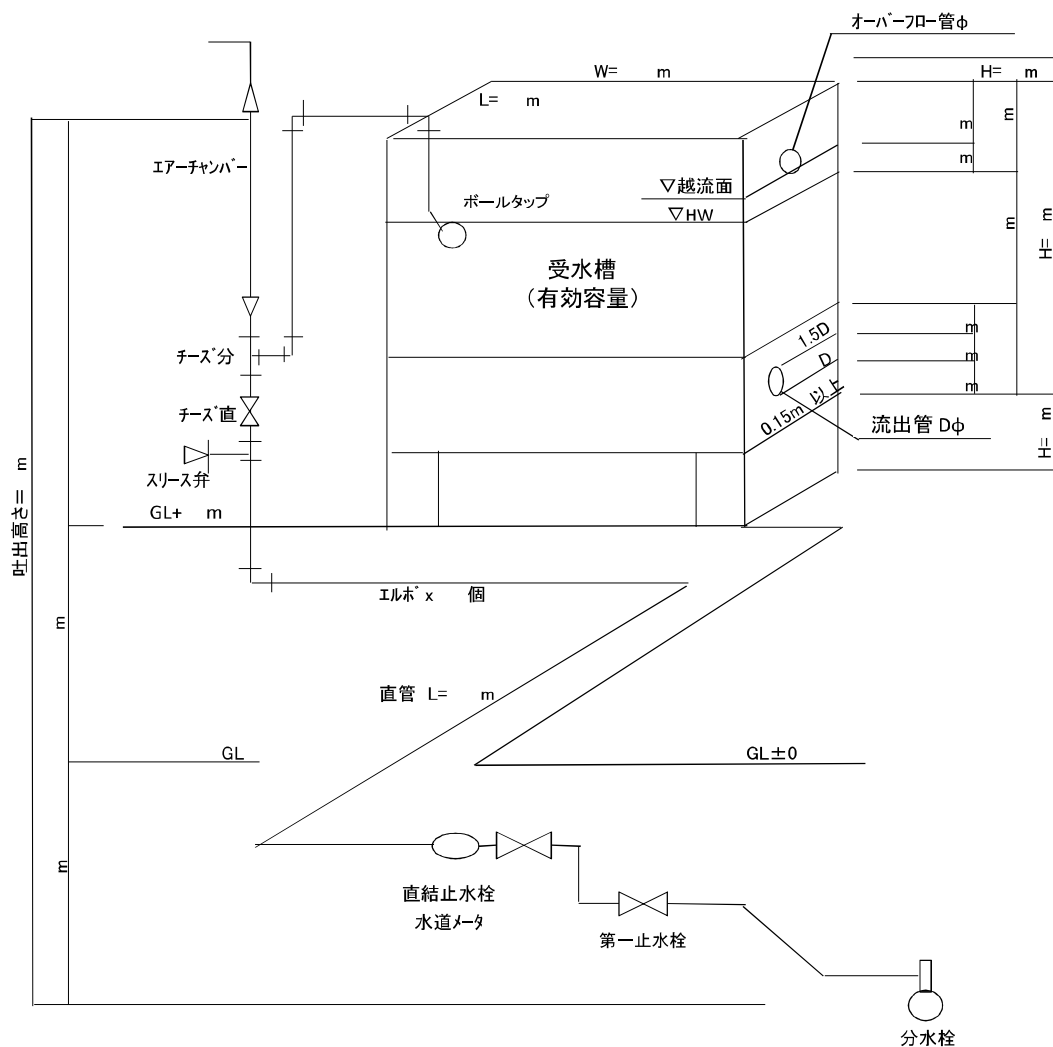
$$V = Q / A \cdot 1 / 1,000 = \quad \text{L/s} / \quad \cdot 1 / 1,000 = \quad \text{m/s} < 2.0 \text{m/s} \quad \therefore$$

(ヘ) 月間使用量

口径 mm 適正月間使用量 m³/

$$\text{m}^3/\text{日} \times 30 \text{日} = \quad \text{m}^3/\text{月} \quad \text{m}^3/\text{月} \quad \therefore$$

※ 以上により取出し口径φは mmでよいことになる。



品名	mm				1サイズ小さい口径			
	サイズ	個	1個当り	損失水頭	サイズ	個	1個当り	損失水頭
	mm	m	損失水頭		mm	m	損失水頭	
分水栓								
止水栓								
直結止水栓								
メータ								
スリース弁								
Yストレーナー								
ボールタップ								
管長								
チーズ(分)								
チーズ(直)								
エルボ(90°)								
損失水頭の合計								

様式第 1号 (第4条関係)

共同住宅の各戸検針料金徴収取扱申請書

宗像地区事務組合水道事業管理者

宛

年 月 日

(設備所有者等)

(申請者)住所

氏名

印

このたび共同住宅受水槽以下の装置の各戸メータによる検針及び料金徴収の業務をお願いしたいので申請します。

記

1 共同住宅所在地

2 共同住宅名

3	共同住宅戸数	戸	計	戸
	共用栓数	戸		

4 建築構造概要

階建

造

棟

5 給水設備の概要

(1) 受水槽容量

m³

個

(2) 高架水槽

m³

個

(3) 揚水ポンプ

HP

個

6 親メータ

口径

mm

7 子メータ口径別内訳

13mm	個
20mm	個
25mm	個
合計	個

8 添付書類

(1) 管理責任者選定(変更)届(別紙)

(2) 受水槽以下の装置図(全体の配管状況、受水タンク及び高架タンクの構造並びに材質、受水タンクの附属設備)縮尺500分の1以上

(3) 各戸メータの装置図

(4) 住宅の平面見取図

(5) その他管理者が必要とする書類

上記受水槽以下の装置を使用する共同住宅の各戸検針、料金徴収業務の申請に当たっては宗像地区事務組合水道条例及び「受水槽以下の装置を使用する共同住宅の給水及び各戸検針・料金徴収に関する実施規程」並びに契約書を遵守します。

なお、違反したときは各戸検針、料金徴収業務を取り消されても異議ありません。

様式第2号(第4条関係)

管理責任者選定(変更)届

宗像地区事務組合水道事業管理者

苑

(設備所有者等)

住所

氏名

印

次のとおり管理責任者を選定(変更)したので届けます。

共同住宅所在地			
共同住宅名			
管理責任者の住所			
管理責任者の氏名		印	
		電話（ ） 番	

協 定 書

給水装置の構造が受水槽方式である場合の取り扱いについて、宗像地区事務組合水道事業管理者（以下「甲」という。）と水道施設管理責任者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(受水槽の設置箇所)

建物の場所

建物の名称

(構造基準)

第1条 受水槽を設置した場合受水槽前に参考メータ、また受水槽以下の各部屋の装置に子メータを設置するものとする。

(量水器設置)

第2条 参考メータ及び子メータは「甲」が貸与するものとする。但し、建築規模により「甲」が指示する場合は、遠隔表示の子メータを「乙」の費用負担で設置するものとする。この場合には、集中検針装置の維持管理に関する契約を締結するものとする。

(量水器の交換)

第3条 故障及び計量法に基づく量水器の交換は、「甲」が行うものとする。

(料金徴収)

第4条 「甲」は子メータにより毎月検針を行い、水道使用者に料金の請求をするものとする。

(参考メータによる料金の徴収)

第5条 「甲」は年に1回、参考メータと子メータの集計流量を比較し使用流量に差が生じた場合は「乙」に請求するものとする。

(受水槽以下の装置の維持管理)

第6条 乙は、給水申請書を提出するときに、受水槽以下の装置の維持管理委託業者を「甲」に届け出るものとする。

(届出の義務)

第7条 「乙」は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに「甲」へ届け出をするものとする。

- (1) 水道施設管理責任者を変更するとき。
- (2) 維持管理委託業者を変更するとき。
- (3) 水道使用者に異動があったとき。
- (4) 受水槽の清掃を行うとき。

(その他)

第8条 (1) 子メータは、水道使用者において、善良な管理をするものとする。
(2) 「乙」はこの協定書の内容を水道使用者に、周知徹底するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に疑義を生じたとき、またこの協定に定めのない事項については、その都度「甲」、「乙」協議して定めるものとする。

本協定締結後の証として、本協定書2通を作成し「甲」、「乙」記名押印のうえ各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宗像地区事務組合
組合長 印

乙 水道施設管理責任者
住 所
氏 名 印
TEL

維持管理委託業者
住 所
氏 名 印
TEL

協 定 書

給水装置の構造が受水槽方式である場合の取り扱いについて、宗像地区事務組合水道事業管理者（以下「甲」という。）と水道施設管理責任者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（受水槽の設置箇所）

第1条 受水槽が設置されている建物の場所及び名称は次のとおりとする。

（1）建物の場所 _____

（2）建物の名称 _____

（水道メータの設置）

第2条 乙は、受水槽前に、水道メータを設置するものとする。

（水道メータの貸与）

第3条 水道メータは、甲が乙に貸与するものとする。

（水道メータの交換）

第4条 故障及び計量法に基づく水道メータの交換は、甲が行うものとする。

（料金の徴収）

第5条 甲は水道メータの検針を毎月行い、水道使用者に料金の請求をするものとする。

（受水槽以下の装置の維持管理）

第6条 乙は給水申請書を提出するときに、受水槽以下の装置の維持管理委託業者を甲に届け出るものとする。

（届出の義務）

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに甲に届け出るものとする。

- （1） 水道施設管理責任者を変更するとき。
- （2） 維持管理委託業者を変更するとき。
- （3） 水道使用者に異動があったとき。
- （4） 受水槽の清掃を行うとき。

（協議事項）

第8条 この協定に疑義を生じたとき、またこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生時期）

第9条 本協定は、令和 年 月 日から効力を生じるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宗像地区事務組合
組合長 印

乙 水道施設管理責任者
住 所
氏 名 印
Tel

維持管理委託業者
住 所
氏 名 印
Tel

集中検針装置の維持管理に関する契約書

宗像地区事務組合水道事業管理者（以下「甲」という。）と設備所有者（集中検針装置の所有者）等（以下「乙」という。）及び、管理責任者（以下「丙」という。）と集中検針装置の維持管理に関し、次のとおり契約を締結する。

建物の名称 _____

建物の場所 _____

（構造基準）

第1条 集中検針装置の構造及び基準については、甲が指示するものを設置し、設置に要する費用は乙が負担する。

（量水器等の交換及び量水器の亡失又はき損等の届出）

第2条 宗像地区事務組合メータ取扱要綱に基づき、参考メータ及び子メータは平型メータについては甲が貸与し、電子式メータについては乙が購入するものとする。

2 前項により乙が購入したメータは、甲の責任において維持管理を行うため、甲が無償譲渡を受けるものとする。

3 計量法（昭和26年法律第207号）に基づく検定期限が満了したときは、甲の負担において速やかに取替えるものとする。

4 メータを亡失若しくはき損又はその機能に異常があると認められた場合は、乙及び丙は遅滞なく甲に届出なければならない。

5 貸与メータの亡失若しくはき損又は機能障害が乙及び丙の責めによるものと認める場合は、乙及び丙は甲が定める金額を賠償しなければならない。

（維持管理及び費用負担）

第4条 集中検針盤及び配線については、乙及び丙の責任により維持管理を行うものとする。また、集中検針盤が耐用年数を満了したときは乙及び丙の負担により取替えるものとする。

（届出の義務）

第5条 乙は、次の各号の一に該当するときは速やかに甲に届出なければならない。

① 管理責任者を変更するとき。

② 設備所有者に変更があったとき。

（契約の変更・解約）

第6条 給水装置工事基準の改正、その他取扱い基準についての変更があった場合は、この契約を変更することがある。

2 乙及び丙がこの契約を履行しないときは、甲は解約することができる。この場合、異議の申立ては認めない。

3 前項の契約の変更、解約により、乙及び丙に損害が生ずることがあっても甲はその責を負わない。

（契約の更新）

第7条 契約の更新は、毎年行うものとする。ただし契約更新時において、甲・乙・丙に疑義がない場合は、自動的に更新するものとする。

（その他）

第8条 乙及び丙は、この契約の内容を水道使用者に周知徹底するものとする。

（協議事項）

第9条 この契約書に疑義を生じたときは、またこの契約に定めのない事項については、その都度甲・乙・丙協議して定めるものとする。

本契約の証として本契約書3通を作成し、甲・乙・丙明記の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宗像市多禮 298 番地
宗像地区事務組合水道事業管理者
組合長 印

乙 設備所有者
住所
氏名 印
Tel

丙 管理責任者
住所
氏名 印
Tel

令和 年 月 日

宗像地区水道事業管理者
宗像地区事務組合長

様

設備所有者 住所
名称
氏名 ㊟
(法人・団体の場合は代表者名)
電話 ()

電子式メータ等設置（変更）申請書（各戸検針用）

下記の住宅について、電子式メータ等設置及び各戸検針並びに各戸徴収の取扱いを申請します。

記

水 栓 番 号							
所在地							
住宅の名所							
貯水槽概要	受水槽	m ³	個	・	高置水槽	m ³	個
施設の規模等	棟	階建て	各戸検針方式				
メータの口径及び個数	mm 個						
内 訳	住宅専用		戸	非住宅		戸	散水栓
							戸
添 付 書 類	1 集合住宅部屋割表 2 配管図						
事 務 連 絡 先	住 所 名 称 氏 名						

※ 変更の場合は、変更に○を付け、所在地・住宅の名称及び変更箇所のみ記入してください。

令和 年 月 日

宗像地区水道事業管理者
宗像地区事務組合長

様

設備所有者 住所
名称
氏名 ㊟
(法人・団体の場合は代表者名)
電話 ()

電子式メータ等設置（変更）申請書（親メータ検針用）

下記の住宅について、電子式メータ等設置及び親メータ検針並びに親メータ徴収の取扱いを申請します。

記

水 栓 番 号						
所在地						
住宅の名所						
貯水槽概要	受水槽	m ³	個	・	高置水槽	m ³ 個
施設の規模等	棟 階建て 親メータ検針方式					
メータの口径及び個数	mm 個					
内 訳	住宅専用	戸	非住宅	戸	散水栓	戸
添 付 書 類	1 集合住宅平面図 2 受水槽までの配管図					
事 務 連 絡 先	住 所 名 称 氏 名					

※ 変更の場合は、変更に○を付け、所在地・住宅の名称及び変更箇所のみ記入してください。

令和 年 月 日

設備所有者
様

宗像地区水道事業管理者
宗像地区事務組合長

電子式メータ等設置決定通知書（各戸検針用）

下記の建物は申請書に基づき審査した結果、電子式メータ等設置及び各戸検針並びに各戸徴収の適用が決定しました。

記

所 在 地						
住宅の名称						
給水設備概要	受水槽	m ³	個	・	高置水槽	m ³ 個
施設の規模等 メータの口径及び個数 内 訳	棟		階建て	集中検針盤方式		オートロック方式
	mm		個	・	mm	個
	mm		個	・	mm	
内 訳		住宅専用	戸	非住宅	戸	散水栓 戸

令和 年 月 日

設備所有者
様

宗像地区水道事業管理者
宗像地区事務組合長

電子式メータ等設置決定通知書（親メータ検針用）

下記の建物は申請書に基づき審査した結果、電子式メータ等設置及び親メータ検針並びに親メータ徴収の適用が決定しました。

記

所 在 地								
住宅の名称								
給水設備概要	受水槽		m ³	個	・	高置水槽	m ³	個
施設の規模等 親メータの口径	棟			階建て		オートロック方式		
	mm						個	
内 訳	住宅専用	戸		非住宅	戸		散水栓	戸

(電子式メータ設置 様式第3号)

令和 年 月 日

宗像地区事務組合水道事業管理者
宗像地区事務組合長 様

住 所
申 請 者 氏 名
連 絡 先

⑩

誓約書（集中検針盤その他設備）

今般、 市 付近・地先において、
電子式メータ等設置の許可を得ましたが、電子式メータ設置に伴い集中検針盤
その他設備を設置するにあたり、宗像地区事務組合メータ取扱要綱（令和 年
日施行）を遵守し、集中検針盤その他設備を設置します。
工事完成后、集中検針盤その他設備については、設備所有者が維持管理を行い、
経年使用による機器の不具合等が生じても貴職には一切の苦情等を申し立てしま
せんことを誓約します。
なお、所有権移転等がありましても上記内容を継承します。

係	給水係長	施設課長
電 子 式 水 道 メ ー タ 購 入 届		
宗像地区事務組合長 様		
令和 年 月 日		
設 備 所 有 者		
印		
指定給水装置工事事業者		
印		
このたび、事前協議の結果、下記の施設について、電子式メータの設置を許可されることになりました。ついては、完成次第、貴事務組合へ各戸検針・徴収の申請をしますので、指定メータの購入を届出します。		
設 置 場 所		
建 物 名 称		
メ ー タ 器 種	電 子 式 ・ 電 磁 式	
メ ー タ 口 径	mm	mm
購 入 個 数	個	個
完 成 予 定 戸 数	戸	有・無
建 設 予 定 年 限	令和 年 月 日	平成 年 月 日

電 子 式 水 道 メ ー タ 刻 印 願		受付No.
宗像地区事務組合長 様		令和 年 月 日
設 備 所 有 者		印
指定給水装置工事事業者		印
このたび、下記の施設について電子式水道メータを設置することになりましたので、購入するメータに番号の付設をお願いします。		
建 物 名 称		
設 置 場 所		
メ ー タ 口 径	mm	mm
メ ー タ 個 数	個	個
メ ー タ 番 号 刻 印 指 示		
業 者	口徑・器種 番号	口徑・器種 番号
指示日	口徑・器種 番号	口徑・器種 番号

契約チェック	受入年
--------	-----

JIS規格水道メータ購入仕様書

宗像地区事務組合
(北九州市上下水道局準拠)

第 1 章	総則
1.1	適用範囲
1.2	適用法令及び適用規格
1.3	用語の定義
1.4	支払い
1.5	保証(契約不適合責任)
1.6	書類の提出
1.7	疑義の解釈
第 2 章	メータの仕様
2.1	一般的仕様
2.2	メータの種類
2.3	計量特性及びメータ仕様
2.4	メータケース及び接続端の形状・寸法
2.5	メータケースの材質
2.6	再使用するメータケースの処理等
2.7	メータケースの表示項目
2.8	検定証印または基準適合証印
2.9	目盛板の表示項目と表示範囲
2.10	塗装及び色相
2.11	付属品
第 3 章	納品及び検査
3.1	納入期日
3.2	納入場所
3.3	接続端の保護
3.4	梱包・荷姿
3.5	検査等

第1章 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、水道メータ納入者（以下「納入者」という。）が納入する水道メータ（以下「メータという。」）を北九州市上下水道局（以下「当局」という。）が購入する場合に適用する。

1.2 適用法令及び適用規格

納入者が納入するメータは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。

1) 計量法関係

- ①計量法（平成4年法律第51号（改正平成15年6月11日））
- ②計量法施行令（平成5年政令第329号）
- ③計量法施行規則（平成5年通商産業省令69号）
- ④特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号（改正平成17年3月30日））
- ⑤指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）

2) 水道法関係

- ①水道法（昭和32年法律第177号）
- ②水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- ③水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- ④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）

3) 日本産業規格及びその引用規格（最新版を引用する。）

- ①JIS B8570-1 水道メータ及び温水メータ第1部：一般仕様
- ②JIS B8570-2 水道メータ及び温水メータ第2部：取引又は証明用
- ③JIS B7554 電磁流量計
- 4) その他関連する法令等

1.3 用語の定義

1) この仕様書で用いる用語の定義は、以下に定める規格及びその引用規格

- ①JIS Z8103 計測用語
- ②JIS B8570-1 水道メータ及び温水メータ第1部：一般仕様
- ③JIS B8570-2 水道メータ及び温水メータ第2部：取引又は証明用
- ④JIS B7554 電磁流量計

2) メータの購入は、新品購入、再生品（検定付）購入とする。

- ①新品購入とは、上・下ケースを含むすべての部品に新品を使用して製造したメータの購入をいう。
- ②再生品購入とは、当局が引き渡す使用済みメータを分解のうえ、外ケースと蓋を再利用し、その他の部品は新品を使用して製造したメータの購入をいう。

1.4 支払い

支払いは一括納入・分割納入にかかわらず契約数量の納入後に当局会計規程に基づき支払うものとする。

1.5 保証（契約不適合責任）

納入後1年以内に故障が生じ、その原因が納入者にあることが明らかな場合は、当局の求めに応じること。

1.6 書類の提出

- 1) 入札前に水道メータ承諾申請書を当局に提出すること（以前の入札時に提出済みの場合は省略する）。
- 2) メータ納入時には、水道メータ検査合格証明書を1部提出する。

1.7 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、当局と納入者が協議する。

第2章 メータの仕様

2.1 一般的仕様

- 1) メータは、その使用目的に適した強度及び耐久性を持つ材料で製作しなければならない。
- 2) メータの表示機構は、読みやすく、確実に、かつ明白に計量値を目視出来るものでなければならない。
- 3) メータは計量法に基づく型式の承認を受けたものでなければならない。

2.2 メータの種類

- 1) この仕様書で規定するメータは「表－1」による。

表－1 メータの種類

種別	名称	口径(mm)	指針表示
1	乾式・接線流羽根車式	13・20・25	アナログ・デジタル併用表示、液晶デジタル表示
2	乾式・たて型軸流羽根車式	40	アナログ・デジタル併用表示、液晶デジタル表示
3	乾式・たて型軸流羽根車式(はん用)	50・75・100	アナログ・デジタル併用表示、液晶デジタル表示
4	電磁式・電池内蔵型	40～350	液晶デジタル表示

液晶デジタル表示の出力信号及び伝送線は、以下のとおりとする。

種別	名称	口径(mm)	伝送線	出力信号
1	乾式・接線流羽根車式	13・20・25	4芯または2芯ビニールキャブタイヤコード (長さ1.5m:端末Y端子付き) ※4芯の端末は2芯処理とすること	東京都水道局自動検針メータ 通信機能仕様書(Ver2.6A)8ビット電 文
2	乾式・たて型軸流羽根車式	40		
3	乾式・たて型軸流羽根車式(はん用)	50・75・100	4芯ビニールキャブタイヤコード (長さ10m以上:端末はY端子付き)	東京都水道局自動検針メータ通信機能仕様書 (Ver2.6A)8ビット電文とオープンドレイン単位パルス 出力

2.3 計量特性及びメータ仕様

表－2 メータの計量特性・主要寸法・材質

種別	定格最大流量 Q3	計量範囲 Q3/Q1=R	口径	計量値(m ³ /h)				全長(mm) (本体+補足管)	材質
				Q1	Q2	Q3	Q4		
1	2.5	100	13	0.025	0.04	2.5	3.13	100	鉛フリー銅合金
1	2.5	100	13	0.025	0.04	2.5	3.13	165	鉛フリー銅合金
1	4	100	20	0.04	0.064	4	5	190	鉛フリー銅合金
1	6.3	100	25	0.063	0.101	6.3	7.875	210 (舶来ネジ)	鉛フリー銅合金
								225 (ト水ネジ)	
2	16	100	40	0.16	0.256	16	20	245	鉛フリー銅合金
3	40	100	50	0.4	0.64	40	50	560	鉛フリー銅合金
3	63	100	75	0.63	1.008	63	78.75	630	鉛フリー銅合金
3	100	100	100	1	1.6	100	125	750	鉛フリー銅合金
4	40	160	50	0.25	0.4	40	50	560	ステンレス
4	63	200		0.315	0.504	63	78.75	560	ステンレス
4	100	160	75	0.625	1	100	125	630	ステンレス
4	100	200		0.5	0.8	100	125	630	ステンレス
4	160	160	100	1	1.6	160	200	750	ステンレス
4	160	200		0.8	1.28	160	200	750	ステンレス
4	400	160	150	2.5	4	400	500	1000	ステンレス
4	400	200		2	3.2	400	500	1000	ステンレス
4	630	160	200	3.937	6.3	630	787.5	1160	ステンレス
4	630	200		3.15	5.04	630	787.5	1160	ステンレス
4	630	160	250	3.937	6.3	630	787.5	1240	ステンレス
4	1000	160	300	6.25	10	1000	1250	1600	ステンレス

2.4 メータケース及び接続端の形状・寸法

- メータケース及び接続端の形状・寸法は水道メータ承諾申請書の水道メータ構造図による。
- 口径40mm以下のメータの接続端は上流側、下流側ともネジ接続とする。
- ネジの仕様は以下のとおりとする。
 - ①アナログ・デジタル併用表示 … 「上水ネジ」「舶来ネジ」のいずれかとし、B型とA型に区分する。
ただし13mmショート(全長100mm)については「上水ネジ」の仕様とする。
 - ②液晶デジタル表示 … 「上水ネジ」の仕様とする。
- 電磁式の口径75mm～350mmはフランジ継手またはフランジ挟み込み接続とする。

表－3 ネジ山の形状

口径	上水ネジ(B型)		舶来ネジ(A型)	
	ネジ外径(mm)	ネジ山数	ネジ外径(mm)	ネジ山数
13	26.4	14	25.8	14
20	33.2	11	33.0	14
25	41.9	11	39.0	14
40	59.6	11	56.0	11

2.5 メータケースの材質(電磁式を除く)

- 1) メータケースの材質は鉛フリー銅合金であり「表－4メータケースの材質」に示す材質のいずれかとする。
2) 上ケース及び下ケースの材料は同質のものとする。

表－4 メータケースの材質

鉛フリー銅合金の種類		部品材料表示	材質記号
JIS H 5120	ビスマス青銅鋳物1種、2種	CAC901、902	B
JIS H 5120	ビスマスセレン青銅鋳物1種	CAC911	
JIS H 5120	ビスマス青銅鋳物6種	CAC906	B [○]
JIS H 5120	シルジン青銅鋳物4種	CAC804	E
JIS H 5120	一般用青銅鋳物6種	CAC406	無記号

2.6 再生品メータについて

(A) 再生品メーターの外ケースは再使用するにあたり、次の処理を施す。

1) 清掃、洗浄等

- ①既存の検定証印または基準適合証印は確実に除去する。
②メータケースの内面及び外面は、ショットブラスト、洗浄等により土、さび、塗装、汚れ等の付着物を除去する。
③清掃、洗浄等に使用する器具、薬品等はケースに損傷を与え、また水質に影響を与えるものを使用してはならない。

2) 再使用不適ケースの選別: 次のケースは、選別して再使用不適なものとして返納する。

- ①13mm単箱下ケースのノズル穴10.7mmのもの(1994年10月以前製造)
②ケース内面に好ましくない流体力学的条件による著しい腐食、傷等のあるもの。
③ケース外面に孔食、深い傷等のあるもの。
④蝶番部が2つ爪で蓋がないものまたは破損しているもの。

3) 鉛侵出防止対策

一般青銅鋳物6種(JIS H5120 CAC406)で製造したケースの接水部は表－5「メータケースの表面処理」に示す鉛侵出防止対策のうち、いずれかの処理を施す。

表－5 メータケースの表面処理

表面処理工法	処理方法	記号
表面改質処理	材料表面の鉛を科学的に除去する表面改質	T
表面塗装処理	材料表面の樹脂塗料による焼き付けコーティング	C

4) 上ケースと下ケースの照合

上ケースと下ケースの材質は「表－4 メータケースの材質」に掲げる材料で、同じ材質の組合せであること。

(B) その他

- 1) 口径50mm～100mmの乾式・たて型軸流羽根車式(はん用)については指示機構部・計量値表示方式をそれぞれ湿式・円読式から乾式・直読式に交換する。
2) ケースと蓋の蝶番部に緩みのあるものは、カシメ直しをする。
3) 蓋のないものは、後述2.7及び2.10の仕様による蓋を取り付けるものとする。

2.7 メータケース及び蓋の表示項目

1) メータケース

- ①上ケースの上面には市章、A又はB型の区分記号及び当局が指定する番号を刻印する。
②上ケースには材質記号を刻印又は鋳出する。
③下ケースには口径・鋳造年・材質記号・製造業者の名称または登録商標・流れの方向を鋳出する。

2) 蓋(プラスチック製)

蓋の裏面に検定満期を記述したラベルを有効期間中、剥離しないよう貼り付けし、表面は以下のとおりとする。
(会社のネームロゴが鋳出されているものも可とする)

- ①ネジ仕様でA型・B型の区分があるもの
口径を鋳出したものを使用し、市章、A又はB型の区分記号及び当局が指定する番号を刻印する。
②上記①以外のもの
口径を鋳出したものを使用し、市章と当局が指定する番号を刻印する。

2.8 検定証印または基準適合証印

- 1) メータは、計量法及びこの関連法令に基づいて、検定を受け、または検査(承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの)を行わなければならない。
2) メータには、検定証印または基準適合証印のいずれかを付する。
3) 検定または検査は、納入期限の日の属する月、その前月または前々月に実施する。

2.9 目盛板の表示項目と表示範囲

- 1) 計量単位 (m³・L)
 - 2) Q3の値
 - 3) Q3/Q1の値 (R=000でも可)
 - 4) 型式承認番号
 - 5) 製造年 (和暦)
 - 6) 製造業者の名称または登録商標
 - 7) 流れの方向
 - 8) 取付姿勢VまたはHの文字 (垂直Vまたは水平H位置だけに作動するメータの場合)
 - 9) 表示範囲
- メータの表示範囲は「表ー6 メータの表示範囲」による。

表ー6 メータの表示範囲

Q3	表示範囲の最小値
m ³ /h	m ³
Q3 ≤ 6.3	9 999
6.3 < Q3 ≤ 63	99 999
63 < Q3 ≤ 630	999 999
630 < Q3 ≤ 6300	9 999 999

2.10 塗装及び色相

- 1) メータケース
 - ① 鉛フリー銅合金製メータケースは無塗装とする。ただし、無着色透明の酸化防止処理をする。
 - ② ステンレス製メータケースは無塗装とする。
- 2) 蓋
 - 蓋の色相は下表のとおりとする。

名称	口径 (mm)	指針表示方式・ケース材料の区分			
		アナログ・デジタル併用表示		液晶デジタル表示	
		青銅鑄造製	鉛フリー銅合金製	青銅鑄造製	鉛フリー銅合金製 ステンレス製 (電磁式)
乾式・接線流羽根車式	13・20・25	A型 … AN-55	A型…A92-40V	A72-40T	A25-75C
乾式・たて型軸流羽根車式	40	B型…A95-60P	B型…A69-50T		
乾式・たて型軸流羽根車式 (はん用)	50・75・100	A45-40P	A85-60H	A45-40P	A85-60H
電磁式・電池内蔵型	50・75・100				A85-60H
	150・200・300				A45-40P

注1) 色相は (社) 日本塗料工業会番号による
注2) 口径50mm以上のビクトリックジョイントの塗装色は蓋と同色とする

2.11 付属品

- 1) 当局から指示があるときは、メータ1個にメータ接続用ユニオンパッキン2枚を付属する。
- 2) メータ両端の取付部はねじ保護のため樹脂製キャップを取り付けること。
- 3) 口径φ50mm以上の大口径メータは、補足管、ビクトリックジョイント、接続用ボルト・ナット (ステンレス製)、フランジパッキン2枚を付属すること。

第3章 納品及び検査

3.1 納入期日

当局の指示する指定期日までに納入する。

3.2 納入場所

メータ管理所に納入する。

3.3 接続端の保護

メータ両端のネジ取付部及び接続端面は保護の処置を施すこと。

3.4 梱包、荷姿

- 1) メータの納品は収納箱を用いるものとし「表-8 メータ納品形態」に示す数量ごと収納する。
- 2) 輸送時に用いた振止め、緩衝材、梱包材料等は、原則として納品作業時に取り外して持ち帰る。

表-8 メータ納品形態

口径(mm)	一箱あたり収納数	収納箱の仕様
13(アナログデジタル併用表示)	15	ギフプラスチックRB-41Ⅲと同等品以上
20(アナログデジタル併用表示)	10	ギフプラスチックRB-41Ⅲと同等品以上
25(アナログデジタル併用表示)	8	ギフプラスチックRB-41Ⅲと同等品以上
13(デジタル表示)	15	サンボックス22Hと同等品以上
20(デジタル表示)	10	サンボックス22Hと同等品以上
25(デジタル表示)	8	サンボックス22Hと同等品以上
40	5	ギフプラスチックRB-41Ⅱと同等品以上

3.5 検査等

- 1) 検査は原則として納入場所で行う。
- 2) 検査は次の項目を行う。
 - ①数量
 - ②検定証印又は基準適合証印
 - ③外観、形状
 - ④付属品の確認

年 月 日

宗像地区事務組合長 あて

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

小規模貯水槽水道廃止(休止)届

小規模貯水槽水道を次のとおり廃止(休止)したので、届け出ます。

建 築 物 の 名 称	(通称 :)
建築物の所在地	市
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃止(休止)理由	

様式第1-2号(第4条関係)

共同住宅の親メータ検針料金徴収取扱申請書
宗像地区事務組合水道事業管理者
宛
年 月 日
(設備所有者等)

(申請者)住所
氏名 印

このたび共同住宅受水槽の親メータによる検針及び料金一括徴収の業務をお願いしたいので申請します。

記

- 1 共同住宅所在地
- 2 共同住宅名

3	共同住宅戸数	戸	計	戸
	共用栓数	戸		

- 4 建築構造概要 階建 造 棟
- 5 給水設備の概要
 - (1) 受水槽容量 m³ 個
 - (2) 高架水槽 m³ 個
 - (3) 揚水ポンプ HP 個
- 6 親メータ 口径 mm
- 7 私設メータ口径別内訳

13mm	個
20mm	個
25mm	個
合計	個

- 8 添付書類
 - (1) 管理責任者選定届(別紙)
 - (2) 受水槽以下の装置図(全体の配管状況、受水タンク及び高架タンクの構造並びに材質、受水タンクの附属設備)縮尺500分の1以上
 - (3) 住宅の平面見取図
 - (4) その他管理者が必要とする書類

上記受水槽の装置を使用する共同住宅の親メータ検針、料金一括徴収業務の申請に当たっては宗像地区事務組合水道条例を遵守します。
なお、違反したときは親メータ検針、料金一括徴収業務を取り消されても異議ありません。

協 定 書

給水装置の構造が受水槽方式である場合の取り扱いについて、宗像地区事務組合水道事業管理者（以下「甲」という。）と水道施設管理責任者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（受水槽の設置箇所）

第1条 受水槽が設置されている建物の場所及び名称は次のとおりとする。

（1）建物の場所 _____

（2）建物の名称 _____

（水道メータの設置）

第2条 乙は、受水槽前に、水道メータを設置するものとする。

（水道メータの貸与）

第3条 水道メータは、甲が乙に貸与するものとする。

（水道メータの交換）

第4条 故障及び計量法に基づく水道メータの交換は、甲が行うものとする。

（料金の徴収）

第5条 甲は水道メータの検針を毎月行い、水道使用者に料金の請求をするものとする。

（受水槽以下の装置の維持管理）

第6条 乙は給水申請書を提出するときに、受水槽以下の装置の維持管理委託業者を甲に届け出るものとする。

（届出の義務）

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに甲に届け出るものとする。

- （1） 水道施設管理責任者を変更するとき。
- （2） 維持管理委託業者を変更するとき。
- （3） 水道使用者に異動があったとき。
- （4） 受水槽の清掃を行うとき。

（協議事項）

第8条 この協定に疑義を生じたとき、またこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生時期）

第9条 本協定は、令和 年 月 日から効力を生じるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宗像地区事務組合
組合長 印

乙 水道施設管理責任者
住 所
氏 名 印
Tel

維持管理委託業者
住 所
氏 名 印
Tel

(三階以上直結直圧給水 様式第1号)

決 裁 欄	係 員	係 長	課 長	部 長

令和 年 月 日

宗像地区事務組合水道事業管理者

宗像地区事務組合長 宛

住 所

申請者氏名 印

連絡先 TEL

三階以上直結直圧給水協議書

下記のとおり、三階以上直結直圧給水にて給水装置の計画をしていますので、申請いたします。

記

- ## 1 給水装置設置場所

市 付近・地先

- 2 予定建築物の概要（該当するものに レ を付けて下さい。）

☐ 一戸建て専用住宅等
 ☐ 店舗付住宅
 ☐ 共同住宅（ ）戸
 (含む小世帯向共同住宅)

☐ 事務所ビル、倉庫等 ☐ その他（ ）

☐ 三階建て ☐ 四階建て ☐ 五階建て

- ### 3 配水管関係

申請地前面管種 ()、口径 (mm)、設計水圧 Mpa

- #### 4 添付書類

- ① 付近見取図（位置の特定できるもの）
- ② 給水装置図面（平面図及び立体図）
- ③ 水圧測定記録紙
- ④ 水理計算書

受 付 印

- ## 5 その他

(三階以上直結直圧給水 様式第2号)

宗事施第 号
令和 年 月 日

申請者
_____様

宗像地区事務組合水道事業管理者
宗像地区事務組合長 印

三階以上直結直圧給水協議回答書

令和 年 月 日付けで協議のありました三階以上直結直圧給水協議について、
次のとおり決定しましたので通知いたします。

記

- 1 給水装置設置場所
_____市 _____付近・地先
- 2 予定建築物の概要

☐ 一戸建て専用住宅

☐ 店舗付住宅

☐ 共同住宅（ ）戸
(含小世帯向共同住宅)

☐ 事務所ビル、倉庫等

☐ その他（ ）

☐ 三階建て

☐ 四階建て

☐ 五階建て
- 3 回答内容

☐ 三階以上直結直圧給水を承認します。給水装置工事申請時に次の書類を添付すること。

① 三階以上直結直圧給水協議回答書の写し

② 三階以上直結直圧給水装置維持管理誓約書

③ 三階以上直結直圧給水に係る維持管理届

☐ 三階以上直結直圧給水を承認しません。

※理由：
- 4 その他

(三階以上直結直圧給水 様式第 6 号)

決 裁 欄	係 員	係 長	課 長	部 長

令和 年 月 日

宗像地区事務組合水道事業管理者

宗像地区事務組合長 宛

住 所

申 請 者 氏 名

印

連 絡 先 Tel

三階以上直結直圧給水設計水圧協議書

三階以上直結直圧給水にて給水装置の計画にあたり、設計水圧 0.35Mpa 以上の水圧を
採用したいので、協議します。

記

1 給水装置設置場所

市 付近・地先

2 予定建築物の概要（該当するものに レ を付けて下さい。）

☐ 一戸建て専用住宅等 ☐ 店舗付住宅 ☐ 共同住宅（ ）戸
(含む小世帯向共同住宅)

☐ 事務所ビル、倉庫等 ☐ その他（ ）

☐ 三階建て ☐ 四階建て ☐ 五階建て

3 配水管関係

申請地前面管種（ ）、口径（ mm）、設計水圧 Mpa

4 添付書類

- ① 付近見取図（位置の特定できるもの）
- ② 給水装置図面（平面図及び立体図）
- ③ 水圧測定記録紙
- ④ 水理計算書

5 その他

受 付 印

(三階以上直結直圧給水 様式第 7 号)

宗事施第 号
令和 年 月 日

申請者

様

宗像地区事務組合水道事業管理者

宗像地区事務組合長 伊豆 美沙子 印

三階以上直結直圧給水設計水圧協議回答書

令和 年 月 日付けで協議のありました三階以上直結直圧給水設計水圧協議について、次のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 給水装置設置場所

市 付近・地先

2 予定建築物の概要

- ☐ 一戸建て専用住宅等 ☐ 店舗付住宅 ☐ 共同住宅（ ）戸
(含小世帯向共同住宅)
- ☐ 事務所ビル、倉庫等 ☐ その他（ ）
- ☐ 三階建て ☐ 四階建て ☐ 五階建て

3 回答内容

設計水圧は、 Mpa を使用すること。

4 その他

(三階以上直結直圧給水 様式第3号)

令和 年 月 日

宗像地区事務組合水道事業管理者

宗像地区事務組合長 宛

住 所 _____

申 請 者 氏 名 _____ 印

連 絡 先 TEL _____

誓約書（三階以上直結直圧給水）

今般、_____市 _____付近・地先において、
給水装置工事の申込みをしましたが、同装置を設置するにあたり宗像地区事務組合三階以上直結直圧給水施行基準（令和 年 月 日施行）を遵守し、給水装置（給水栓）を設置します。

工事完成後、同装置を使用するにあたって経年使用による水圧低下及び出水不良が生じても申請者において必要な対策を講じ、貴職には一切の苦情等を申し立てません。

なお、所有権移転等がありましても上記内容を継承します。

(三階以上直結直圧給水 様式第4号)

令和 年 月 日

宗像地区事務組合水道事業管理者
宗像地区事務組合長 宛

住 所 _____
申 請 者 氏 名 _____ 印
連 絡 先 Tel. _____

三階以上直結直圧給水装置維持管理誓約書

(使用者への周知)

1. 水道工事や水道メータの取替時は水の使用ができないことを水道使用者に周知させ、貴職に一切の苦情等を申し立てません。

(給水装置の維持管理区分)

2. 配水管分岐から設けられた給水装置で建物敷地内については、申請者の責任と負担で維持管理します。

(給水装置の維持管理)

3. 給水装置に漏水等異常が発生した場合は、申請者の責任と負担で速やかに貴事務組合指定給水装置工事事業者に依頼し対処します。
4. 配水管の水圧変動により、水撃圧による振動、ガタツキ音等の発生についても貴職に一切の苦情等を申し立てません。
5. 申請者は、貴職が維持管理上必要と認めたときは、当該敷地内（建物内も含む。）の掘削等について無条件で同意します。
6. 給水装置の維持管理を怠ったために生じた損害は申請者の責任とします。

(第三者譲渡)

7. 給水装置を第三者に譲渡する際は、速やかに貴職に届け出るとともに、この誓約書の内容を継承します。

(維持管理届)

8. 建物の管理責任者又は給水装置の維持管理者に変更が生じた場合には、速やかに「三階以上直結直圧給水に係る維持管理届」を提出します。

(三階以上直結直圧給水 様式第5号)

令和 年 月 日

宗像地区事務組合水道事業管理者

宗像地区事務組合長 宛

住 所 _____
申 請 者 氏 名 _____ 印
連 絡 先 Tel _____

三階以上直結直圧給水に係る維持管理届

所 在 地		
施 設 名		戸
用 途		

下記のとおり、三階以上直結直圧給水装置の維持・管理責任者を定めましたので届出します。

記

建 物 の 管理責任者	住 所 氏 名 電 話
給水装置の 維持管理者	指定給水装置工事事業者 住 所 氏 名 電 話

管理責任者・維持管理者に変更が生じた場合は、速やかに届出をします。

三階以上直結直圧給水に係る
既設管利用に関する誓約書（受水槽以下設備）

令和 年 月 日

宗像地区事務組合長 様

施 設 名		
水 栓 番 号		
設 置 場 所		
所有者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

給水装置工事を施行するにあたり、当方の都合で既設管を利用したいので、下記の条件について遵守することを誓約いたします。

記

1. 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しないことが判明した場合及び水質等に異常が認められた場合は早急に宗像地区事務組合へ届けるとともに、その指示に従います。
2. 既設管を利用したことにより、水質・水圧等に支障が生じても、宗像地区事務組合に対し異議申し立てを致しません。また、使用者等からの苦情は、当方の責任において処理します。
3. 既設管に漏水等が発生した場合は、当方の責任において速やかに修繕します。なお、漏水した水道料金につきましても、支払うことに異議ありません。
4. 使用量が水道メータの適正計量範囲を超えないよう制限します。これが行えない場合には、速やかに改造工事を行い、給水装置及び水道メータの口径を適正化します。